



慶應義塾大学ビジネス・スクール

新日本製鉄株式会社（B）

――減価償却政策とその他の会計方法の変更――

1. 減価償却方法の変更

昭和55年3月期に大分製鉄所の減価償却の方法を定額法から定率法へ変更して以来、今日までに、新日本製鉄株は、昭和59年度と平成元年度とに減価償却方法を変更している。昭和59年、君津製鉄所の全資産と八幡製鉄所の钢管工場の機械および装置を除き、他の資産は定率法を適用している。それまでは、八幡製鉄所もすべての資産は定率法であった。

当期に新たに八幡製鉄所で小径シームレス钢管工場が稼働開始した。小径シームレス钢管工場は立ち上がり時期にあることと、設備的に全体として未完成の状態にあること等により、同工場の機械および装置については、定額法を採用することとした。これにともなって同所の钢管工場の機械および装置について採用する減価償却方法を統一するため、同所の同工場以外の钢管工場の機械および装置について、当期より、定率法から定額法へ変更した。この変更により、減価償却費は1,368百万円減少し、税引前当期純利益は、1,193百万円増加している。

平成元年度には、従来、定額法を適用してきた君津製鉄所の全資産および八幡製鉄所の钢管工場の機械および装置について、投下資本の回収促進を図るため減価償却の方法を定額法から定率法へ変更した。この変更により変更の前に比べて減価償却費は10,223百万円増加し、税引前当期純利益は10,224百万円減少した。

2. その他の会計方法の変更

有価証券報告書の重要な会計方針とその他の資料に示されている主な会計方法の変更を年代順に追ってみると以下のとおりである。

〔昭和59年3月期〕

当期に新たに稼働した八幡製鉄所の小径シームレス钢管工場野操業準備、試作運転等に係わる費用は、開発費として繰延資産に計上し、5年間で均等償却することとした。これ

このケース（Bケース）は慶應義塾大学大学ビジネススクールの柴田典男教授と山根節助教授とが主に公表資料にもとづいて作成した。ケースは経営管理の巧拙を示すものではない。（1999年5月作成）